

更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会
第3回会合 議事要旨

1 日 時 令和元年7月25日（木）午後1時から午後4時35分

2 場 所 法務省会議室

3 出席者

（座長代理）伊 藤 富士江（上智大学教授，保護司）

（構成員）阿久津 照 美（被害者支援都民センター相談支援室長）

伊 東 秀 彦（弁護士）

及 川 里 子（東京保護観察所被害者担当保護司）

武 　　るり子（少年犯罪被害者当事者の会代表）

中 原 康 子（横浜保護観察所首席保護観察官）

4 要 旨

（1）出席者及び議事のホームページへの公開方法について

津田座長が欠席であったため，本検討会の運営要領及び第1回会合における座長代理指名に基づき，伊藤構成員が座長の代理を務めた。

議事内容のホームページへの公開に当たり，個人の特定を防止する観点から，ヒアリング対象の氏名についてはA氏，B氏と記載することとなった。

（2）犯罪被害者へのヒアリング

犯罪被害者の2名から，被害時の状況，制度利用に関する感想等について説明がなされた後，質疑応答がなされた。

（3）その他

事務局が，次回以降の開催日程等について，説明をした。

5 ヒアリングの内容及び構成員からの主な発言等

(1) 4の(2) 関係 (A氏の説明概要及び構成員との質疑応答)

【A氏説明概要】

(はじめに)

- ・ 私は、常日頃から犯罪被害者等を十把ひとからげにしないでほしいという気持ちが強い。被害者等として、罪名等によって区別されたり、支援が必要ないと判断されたりすることはとても不快である。伝え方が難しいが、私には、他の被害者等と一緒にされたくない反面、一緒にしてほしいという気持ちがある。
- ・ “詐欺事件の被害者は、お金を取られただけで、支援など必要ない”と思われがちであるが、決してそうではないということを深く理解してほしい。また、私自身は“被害者に卒業はない”と思っている。私は、被害者等を支援する制度を利用したことで前を向いて生きていけるようになったのは事実であるものの、これから先も一生、被害に遭う前の自分には戻れないと思っている。
- ・ 制度を利用してから数年たっているため、これから述べる私の意見等については、既に改善されていたり変わっていたりすることもあると思うが、私の意見等が、少しでもこの検討会の参考になって、そのことが、他の被害者や被害者御遺族などの一助となったり、私や私の家族が被害者等の支援制度を使わざるを得なくなったときに、以前よりもより良い制度になっていることにつながれば、と思っている。

(事件について)

- ・ 私が被害に遭ったのは、今から十数年前。警察官を名乗る男らから電話があり、実際の家族の名前や勤め先を告げられた上で、その家族が「車で事故を起こし、相手に怪我をさせてしまった。その治療費が必要であるし、逮捕されないためには示談金が必要だ。」などと言われた。私は頭が真っ白になってしまい、“その家族を助けるためにはお金を振り込まないと”という一心で、100万円単位の大金を相手方に振り込んでしまった。
- ・ 被害に遭ったことでつらかったことや悲しかったことなどは本当にたくさんある。一番つらかったのは、そうまでして守りたいと思った家族から、「だまされたお前が悪い。馬鹿か。」など、何日もの間、責められ続けたことであつた。そのほかにも、人間不信や体調不良、食欲不振になるなど、本当につらい日々を送った。このようにつらい状況だったが、家族から「こんな恥ずかしい話、誰にも言うなよ。」などと言われたこともあり、事件の話ができるのは、当時も今も夫だけである。

(加害者の逮捕)

- ・ 事件から約半年後に、警察から、加害者が逮捕されたとの連絡があった。被害届を出した際、警察官から、詐欺事件については加害者の逮捕が難しい場合もあると聞いていたため、私は、加害者が逮捕されたことはうれしかった。その反面、当時の私は、事件と向き合うことが全くできておらず、被害に遭ったことを忘れて前に進みたい、なかったことにしたいという思いが強く、気持ちに蓋をして生活をしてきた。そのため、私にとって、加害者逮捕の連絡は、被害に遭ったことを強烈に思い出させるようなつらい出来事でもあった。

(加害者の裁判)

- ・ 私は、裁判の傍聴には行かなかった。裁判所が遠方だったこともあるが、私は、そもそも被害者等という立場で裁判への参加や傍聴ができるということすら知らず、そのような選択肢をとることはできなかった。ただ、同じ加害者たちによって被害を受けた他の方の御家族からの連絡で、加害者の裁判が開始されたことは知っていた。その御家族からの働き掛けもあり、私は、被害者の声を裁判官に届けるため、被害を受けたことによる怒りや悲しみ、可能な限り重い刑を望むことなどを書いた手紙を、検察官に提出した。
- ・ この頃、加害者側の弁護士を通して、加害者から手紙が届いた。その手紙には、一応、謝罪の言葉等が書いてあったが、何かを書き写しただけのような文章で、反省している気持ちは全く伝わってこず、私は、余計に腹の立つ思いがした。

(被害者等通知制度（以下、単に「通知制度」という。）の利用開始)

- ・ 私は、その後も、被害に遭ったことを忘れたくない、なかったことにしたい、と思いながら生活をしてきた。そのため、裁判の結果は知らずに過ごしていた。しかし、様々な場面で気持ちの蓋が外れることも多く、私は、やはり裁判の結果がどうなったか知りたいと思うようになった。そこで、検察庁に電話をし、通知制度の存在を知った。これが事件から4年が経過したときであった。
- ・ 私は、通知制度の利用により、加害者に対する判決の内容を知ることができた。実際には、事件の2年後に懲役10年の判決が出ていた。私は、この判決に対して満足したわけでは決してないが、もしかしたら懲役5、6年くらいの判決しか出ないかもしれないと思っていたため、自分が思っていたよりは、重い判決が出たと思った。
- ・ その後、通知制度による半年に1度の通知によって、加害者が刑務所にいることを把握できていたため、少しは私の報復感情が満たされていた。ただし、この間に、謝罪や被害弁償など、加害者側からのアクションは一切なかった。私としては、加害者が刑務所にいる間においても、保護観察期間中に

においても、加害者の処遇状況などをもっと具体的に通知してほしかった。また、加害者への個別の指導内容なども知りたかった。

(加害者の仮釈放審理)

- ・ 加害者が受刑してから約8年後、加害者の仮釈放審理を開始したという通知が届いた。刑の執行終了予定時期は通知により把握していたが、仮釈放審理が開始される時期は被害者等には見当もつかないので、もうそんなことを検討する時期なのかと驚いた。加害者から私に対する謝罪も被害弁償もないのに、ある程度自由の身となる仮釈放が許されるかもしれないと思うと、私は腹の立つ思いがした。
- ・ 仮釈放等審理において被害者等が意見等を述べることができる意見等聴取制度について、その利用を検討しようとしたが、制度の詳細が分からず大変悩んだ。私は制度を利用した方が良いかどうかすら、誰にも相談することができず、また、インターネットで検索しても体験談などは見つからなかった。ので、本当に一人で悩んだ。そのときは、“仮釈放なんてしてほしくない”、“加害者がある程度自由の身になるなんて許せない”という思いがあったが、“どうせ私が何か意見を言ったところで、仮釈放になるのでしょうか”という気持ちもあった。夫も「利用しても意味がなく、つらいだけなのでは。」と否定的だった。しかし、私は「利用しない」イコール「意見なし」となるのは嫌だ、という思いが強く、最終的に意見等聴取制度を利用することを決意した。
- ・ 地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）が遠方で、また当時は今と違って交通費も自己負担になることなどもあり、私は、地方委員会に出向いて話をするのではなく、意見等記述書を地方委員会に提出する形で意見等聴取制度を利用することにした。しかし、意見等記述書の作成は、改めてきちんと事件と向き合わなければならない作業であり、とてもつらかった。実際、私は、一人で大泣きしながら意見等記述書を作成した。当時は、この後お話しする心情等聴取のときのような、担当官とやりとりをしながら、意見等記述書を一緒に作るというサポートを受けられることを知らなかった。もし、意見等記述書を作成する時点で、そのようなサポートを利用できていたら、もっと負担は減っていたと思う。
利用を検討する段階で、検討材料として「もし、意見等聴取制度を利用するならこのようなサポートが受けられる」という情報提供があるべきと思う。
- ・ 意見等記述書に記載した意見は、被害弁償の実行を仮釈放の条件としてほしいことなどだった。これは、謝罪や被害弁償を全くしていないのに、仮釈放が許されることは、理不尽だと思ったからである。“本当は仮釈放には反対だが、仮釈放を許すなら、せめて、仮釈放後に謝罪や被害弁償などをして

ほしい”という思いだった。

(加害者の仮釈放決定)

- ・ 仮釈放を許す旨の決定があったと通知が届き、“ああ、やはり仮釈放になった”と思った。仮釈放審理において、私が示した意見がどこまで反映されたかは不明で、その点も不満に思った。私は、せめて、審理内容と結果の説明の機会は欲しいと感じた。

(加害者の保護観察開始)

- ・ 加害者が仮釈放され、保護観察が開始された後に、保護観察が開始されたという通知が届いた。ただ、仮釈放審理開始の通知のときと比べれば、今回は、手続の流れが事前に把握できていた分、仮釈放されたこと自体には驚かなかった。しかし、保護観察が開始された後に通知があったため、事前に、心情等伝達制度を利用できる保護観察の期間がいつ始まるのか、具体的な時期を把握することができなかった。結果的に、私は、心情等伝達制度を3回利用したが、1回目と2回目には夫にも同伴してもらっており、事前に、いつから心情等伝達制度を利用できるのかが分からなかったことで、私と夫との休暇の調整について、余裕を持って行うことができず、それも負担になり、困った。
- ・ 私は、意見等聴取制度を利用した段階で、絶対に心情等伝達制度を利用しようと思っていた。さらに、意見等記述書で「被害弁償の実行を仮釈放の条件にしてほしい。」と述べたものの、保護観察開始の通知書の「特別遵守事項」に被害弁償に関する記載が全くなかったことから、“やはり、心情等伝達制度を使って、自分で加害者に伝えたい”と改めて強く思った。

(制度の手続全般に対する意見)

- ・ 被害者等は、被害に遭いたくて遭ったわけではなく、被害に遭ったことを中心に生活しているわけではない中で、現実的には、被害に遭ったことと向き合いながらも、できる限り日常の生活を送らなければならない。そういう中で、普段関わることのない役所の、触れることのない仕組みに関わり、被害者等を支援する制度を利用せざるを得ない。その利用のためには、日常生活の貴重な時間や休みを割かなくてはならず、私は、とても理不尽な状況であると感じた。実際、初めて「被害者」になった私は、何が分からないかも分からなかった状態だった上、支援に関する情報を得ることも大変で、後から知ったことも多い。通知制度があることは、検察庁に電話して初めて分かったし、意見等聴取制度については、仮釈放審理開始通知が届いたタイミングで初めて知った。

また、いつ仮釈放審理が始まりそうなのかなどの事前予告もなく、仮釈放審理が始まったという通知が突然届き、意見等聴取制度を利用するかどうか

検討できる期間は2週間程度しかなかった。心情等伝達制度についても、利用を開始できる時期が事前には分からなかった。

インターネットなどにも制度利用の体験談などはなく、制度を利用するとどうなるのかなどを知ることはできなかった。ホームページに、もっと分かりやすく、詳しい情報を載せるなど、情報提供にも様々な方法があるのではないかと今は思う。

- ・ 情報不足であった以外にも、様々な負担があった。制度利用やそのための連絡などは、役所の開いている平日の日中しかできず、大変利用しづらいと感じた。住所の変更について連絡すること一つとっても、転居した際には、貴重な休み時間に、人目を気にしながら電話をしなければならず、そういった一見小さなことに見えることも、私にとっては大変な負担であった。理不尽に被害に遭い、仕方なく制度を利用しているということ、制度の利用に当たり、1円も1分も割きたくないという被害者等の気持ちへの理解や配慮がある制度になってほしいと思う。例えば、被害者等に対応する曜日や時間、場所などに幅を持たせ柔軟に対応すること、メールでのやりとりも可能にすること、フリーダイヤルを設けること、転居の連絡などを含め、インターネットからも様々な手続きができるようにすること、などが考えられる。制度の利用に伴う負担を減らすことは、全体として、被害者等にかかる精神的な負担の軽減につながると思う。

(心情等伝達制度の利用)

- ・ 心情等伝達制度の詳細や聴取時の雰囲気などが分からないまま聴取の当日を迎えたため、私は、心配や不安を強く感じていた。また、保護観察所において、嫌な気分になったこともあった。
- ・ 私には加害者に言いたいことがたくさんあったが、何をどう伝えるかとても悩んだ。私は、加害者からきちんと反応があるだろうか、無視されたりしないだろうか、逆恨みされたりしないだろうか、といった次元から、強い不安や心配を感じた。聴取自体も初めてであったため、その中で、事件に遭った怒りや悲しみがこみ上げてきて、大泣きしたりすごく怒ってしまったりして、被害者担当官や保護司とうまく話ができなかった。
- ・ 加害者への心情等伝達の結果、私が加害者に質問したことに対する、加害者からの回答があり、それは予想以上に良い反応であったため、少し私の感情が和らいだ。

しかし、元々私はその加害者から詐欺の被害に遭っているもので、もしかしたら私の心証を良くしようと加害者が嘘をついているのではないかと思う部分もあった。それを被害者担当官に電話で問い合わせたところ、「そう書いてあるのだから本当なのではないですか。」などと言われてしまい、大変

ショックで悲しかった。詐欺の被害に遭ったのだから、加害者の言っていることを簡単に信じられないのは当然のことだと理解してほしかった。例えば、「事実かどうか確認してみますね。」という声掛けなどがあれば、こちらの受け止め方も違っていたと思う。

一方で、担当官とのやり取りでうれしかったこともあった。話の流れで、私が泣きながら「だまされた私も悪いんですけどね。」と言った時、担当官がはっきりと「あなたは悪くありません。悪いのは加害者です。」と言ってくれた。事件から長い期間、夫以外に、被害に遭ったことを話すことすらできず、たったこの一言でさえ、誰からも言ってもらえなかったため、本当にこの言葉には救われた。

- 心情等伝達制度の2回目の利用時には、1回目の結果が、自分が思っていたよりは良かったため、きちんと伝えれば反応がある人かもしれないと思うことができた。聴取時の雰囲気なども、1回目と比べると少しは理解していたため、1回目よりはスムーズに話ができた。加害者への心情等伝達の後、加害者側の弁護士と複数回やり取りをし、一部ではあるが、まとまった額の被害弁償を受けられた。当時、被害弁償してほしい気持ちはもちろん強かったが、他に被害者が多くいることも把握しており、どうせ心情等伝達制度を使っても、現実的には1円も返ってこないだろうと思う自分もいた。そのため、“まさか本当に一部でも被害弁償してもらえとは”という気持ちで、このときは“本当に制度を利用して良かった、あきらめなくて良かった”と思った。
- 3回目の心情等伝達制度の利用に当たっては、保護観察期間との兼合いで、これが最後の利用になるであろうことは把握できていた。怒りや悲しみの感情に多少変化があったことも踏まえ、私は、最後に加害者に何を伝えるか、とても悩んだ。もちろん“一生許せない”という気持ちがある一方、“誰かを憎んだり恨んだりしながら生きていくことも自分の心がすさむ、自己嫌悪に陥る”という思いもあった。そんな中で一番伝えたかったのは、“再犯しないでほしい”という思いであった。それは、加害者が二度と同じ過ちを犯さないことが、被害者に対する最低限の償いであり、誠意だと思っていたからである。その気持ちを上手に伝えるためにどう言葉を掛けるか、本当に悩んだ。悩んだ結果、私の怒りや悲しみなどは消えることはなく、また、加害者が事件のことを忘れることは許せないが、加害者の更生を願う、といった前向きな言葉を伝達することにした。その伝達の結果、加害者から、反省の言葉だけではなく、感謝の言葉や、今後も被害弁償を続けるとの言葉があった上、自分の言葉で書いたと思えるような直筆の手紙をもらえ、とてもうれしかった。裁判時にもらった手紙と違い、たどたどしいような言葉ではあつ

たが、自分で自分の思いを書いたのかなど、私ができる手紙であった。

- ・ 私は、心情等伝達制度を複数回利用して良かったと思っている。加害者が本当に反省しているのか、再犯しないという決意が本当に固いのか、などは加害者本人にしか分からない。ただ、制度を利用したことで、私自身、これからの人生を前向きに生きていくきっかけを少しつかめたように思う。
- ・ しかし、もっと良くしてほしいと思う部分もたくさんある。例えば、加害者本人に直接会って伝えるという選択肢もあっても良いかと思う。自分の場合、いわゆるオレオレ詐欺事件の被害者であり、お互いに顔も名前も分からないまま、加害者・被害者となったため、“せめて最後くらいは面と向かって謝罪をしてもらいたい”といった気持ちも強くあったためである。それが無理なら、せめて、被害者等の気持ちを伝えたときの加害者の様子や態度、それに対する指導の内容などを、加害者側の担当官から、直接、具体的に説明をしてもらいたい。具体的にというのは、「反省しているようでした。」といったことではなく、「涙を流して頷きながら聴いていました。」や「興味なさそうに、手遊びしながら聴いていました。」など、伝えたときの加害者の様子が分かるような伝え方をしてほしいということである。現在の心情等伝達制度では、加害者の表情や態度などは分からず、伝言ゲームのような状態になっていると感じる。

(保護観察終了後のこと)

- ・ 今から数年前に保護観察が終了し、加害者が続けていくと言っていた被害弁償は、その後一切なかった。こちらが何度も加害者側の弁護士に連絡を取り、昨年数万円の被害弁償があった。最近も弁護士とやりとりはしているが、昨年を最後に、被害弁償はなされていない。

わずかでも被害弁償があれば、少なくとも再犯して逮捕されていることはないと分かって安心する。しかし、少しでも返せるのであれば、こちらから言わなくても、加害者から自発的に被害弁償をしてほしい、3回目の心情等伝達制度利用の結果、加害者は「これからも被害弁償を続ける。」と言ったのに、“加害者はやはり約束を守ってない”とも思ってしまう。

そのような気持ちもあり、加害者の保護観察終了時には、心情等伝達制度を利用して良かったと100%思っていたが、今はこのような状況にあるので、100%良かったとは思えない。最後の伝達で、自分が、加害者に述べた内容についても、後悔するような気持ちも少なからず湧いている。いろいろな気持ちが今でも揺れ動いており、怒りもあり、悲しくもなる。現在は、“まただまされた。”、“こんなだまされ方をするくらいなら、心情等伝達の際に、「今後は一切払えません。」などと言われたほうが、ある意味まだ

ったかもしれない。”という思いすらある。

(まとめ)

- 全ての制度利用に共通するが、利用することを決めるのは、確かに被害者等自身である。しかし、被害者等の“そもそも制度を利用したくて利用しているわけではない”という思いへの理解や配慮が必要だと思っている。被害者等が自己都合から利用する制度ではなく、一方的に理不尽な被害に遭い、利用に至っている。被害に遭わなければ利用することがなかった制度であり、一生、利用する機会がないほうが良い制度だと思っている。制度の利用に当たり、精神的、身体的、経済的負担といった様々な負担があることを理解し、配慮してほしいと思う。そして、それらの負担をできる限り軽減した制度になってほしいと思う。
- 私は、制度を利用したことで、一部であっても被害弁償がなされ、加害者から謝罪の言葉が述べられたことを知ることもできた。これは、心情等伝達をはじめとした制度の成果だと思っている。しかし、被害に遭ってから現在まで、裁判中に手紙を送ってきたこと以外、加害者側からのアクションはなく、被害から10年以上がたった今でも、そのことに苦しめられている。加害者の受刑中も、加害者とのやり取りは全くなく、こちらの心情等を伝えることもできなかった。例えば、受刑中から心情等伝達制度を利用でき、謝罪はもちろんのこと、被害弁償などについても話ができていれば、その間にも続いている被害者等の怒りや悲しみや苦しみが、少しは減るのではないかと思う。また、加害者側も、服役中に被害者やその遺族の気持ちなどに触れ、自分のした事を考え直すきっかけが与えられることで、反省を深めたり、服役中から謝罪や被害弁償に取り組むことができたりするのではないかと思う。現実的には加害者全員がそうなることは難しいのかもしれないが、例え一部であってもそういう人が出てきてくれればと思う。
- 制度を利用した被害者等の感想や体験談などを集めてほしいと思う。もちろん強制ではなく、被害者等の同意や理解を得た上で、アンケートのようなものをお願いし、制度を利用した被害者等の声を聴いてほしいと思う。検討会などで、私や極少数の被害者等の声を聴くだけでなく、日頃から、制度を利用した被害者等の声を集め、制度をより良くしていくことにつなげてほしいと思う。そして、利用した人の「前を向いて生きていけるきっかけ」になるような、そんな制度になってほしいと思う。

【A氏と構成員との質疑応答】

- 意見等聴取制度利用時、意見等記述書を一人で作成され、郵送されたという理解でよいか。作成の際には、大変つらい気持ちになられたと思う。そのときに、法務省側の担当者に、サポートをしてもらえないのかについて照会

したか。

(回答：意見等記述書は一人で作成し、郵送した。サポートについては、まず、仮釈放等審理の開始に係る通知に、法務省作成の制度に関するリーフレットが同封されていたので、意見等聴取制度の存在や制度が利用可能であることは理解できた。そして、そのリーフレットに、不明な点や質問があれば連絡するよう記載されていたため、地方委員会の担当者に電話で照会した。その際、意見等記述書の郵送による利用を希望する旨を伝えた上で、意見等記述書作成の参考にするため、ひな形や例文などはないかと質問した。これに対し、担当者から、そのようなものはないとの回答があった。さらに、「居所の最寄りの保護観察所に行けば、意見等記述書作成のサポートを受けられること」についての説明もなかった。

事後、心情等聴取制度を利用した際に、被害者担当官等に気持ちを伝え、相談をしながら、一緒になって心情等聴取書を作成していったのだが、今思えば、意見等記述書作成の際も、サポートが利用できることを説明してもらい、心情等聴取のときと同様の方法や雰囲気、意見等記述書を作成できていれば、作成のために生じた負担を軽くすることができたのではないかと思う。)

- ・ 心情等伝達制度利用時は、被害者担当官等とコミュニケーションをとりながら心情等聴取書を作成されたとのことだが、被害者担当官等とコミュニケーションをとりながら書面を作成される場合と、一人で作成される場合とでは、負担が異なったか。

(回答：全く異なった。被害を受けてから10年間、(時折夫に話すことを除けば)被害に遭った話を誰かに聴いてもらうことはなかった。そのような中、心情等伝達制度を利用し、被害者担当官等とコミュニケーションをとったことで、初めて、怒りや悲しみを始めとする様々な感情を話すことができた。心情等聴取制度を利用し、心情等を聴き取ってもらう中で、被害に関する気持ちを少し整理できたことが良かった。)

- ・ 心情等伝達制度利用時は、保護観察所に出向いたということか。もしそうなら、その交通費は誰が負担したのか。

(回答：出向いた。結果的には、1回目と2回目の心情等伝達制度の利用に必要な交通費は自己負担したが、心情等伝達制度利用のための交通費が出る仕組みが導入された頃に、3回目の心情等伝達制度を利用したので、3回目の利用の際は、往復分の交通費が支給された。)

- ・ 3回の心情等伝達制度の利用のうち、1回目は何か嫌な思いをされたものの、2回目は比較的良い印象を受けられたような御発言だった。心情等伝達制度利用時の被害者担当官は、1回目と2回目と3回目とで、全て同じだったか。

たか。

(回答：違っていた。心情等伝達制度を利用した時期が、年度末頃だったからかもしれないが、①1回目と2回目の利用時は同じ被害者担当官で、②3回目の心情等聴取時は、違う被害者担当官だった。また、③3回目の利用後、伝達結果を私に通知したのはまた別の被害者担当官だった。)

- ・ 私は、1回目の利用時と2回目の利用時とで被害者担当官が交代していたのではないかと想像したが、そうではないことが分かった。つまり、同じ被害者担当官だったが、1回目よりも2回目の利用の方が、制度を利用した際の印象が良かったということか。

(回答：そのとおり。先ほど述べたように、被害を受けてから10年間、(時折主人に話すことを除けば)被害に遭った話を誰かに聴いてもらうことはなかったが、心情等聴取制度を利用したことで、被害者担当官等とコミュニケーションをとることができた。

1回目の利用の頃は、被害者担当官等から何を加害者に伝えたいのか質問があったときに、お金以外のことも伝えたい気持ちはあったにもかかわらず、「金返せ、に決まっているじゃないですか。」と強い口調で回答してしまった。被害者担当官に対して怒っていたわけではないが、当時の私は、それまで誰にも言えていなかった事件のことを話したことで、怒りや悲しみが込み上げていたため、そのような回答になってしまった。人間同士なので、怒っていた私とやりとりした被害者担当官は、きっと、良い気分はしなかったのではないかと思う。

ただ、同じ被害者担当官と、その後、2回目の心情等聴取が行われるまでの間に、何度か電話連絡を取り合うことがあり、少しずつ、私とその被害者担当官との間に、信頼関係ができていったこともあったので、1回目の心情等聴取制度利用時よりも2回目の利用時のほうが、印象が良くなったのではないかと思う。)

- ・ この質問をしたのは、様々な被害者等から話を聴く中で、被害者等を支援する制度があっても、担当する人によって対応が異なることがあると感じているため。

被害者等は被害に遭うとは予想していないため、被害直後は何も分からない状況に置かれると思う。現在では、被害に遭ったときに、被害者等を支援する制度の存在などについて、口頭で説明を受けたり、パンフレットなどの説明資料を渡されたりする機会は多くあると思うが、当時は、そのような機会はあったか。

(回答：15年前は、何もなかった。当時、被害に遭った際には、家族と一緒に警察署に行ったが、例えば、「被害に遭われた方へ」といった資料は、一

切もらえなかった。)

- 私は、23年前から犯罪被害者等を支援する活動を続けており、被害に遭った方に、被害者等を支援する制度の存在などについての資料を渡し、説明をする機会が必要だと訴え続けてきたが、15年前の時点では、まだ、変わっていなかったことを、残念に感じる。もし、15年前に、そのような機会があったとしたら、違っていただろうではないか。

(回答:もしそのような機会があれば、違っていただろうと思う。当時の私は、加害者に関する制度も、被害者等の支援のための制度もどちらも知らなかった。例えば、加害者の裁判で、被害者等が話をするができる制度があるのかないのかも分からなかった。)

- 被害者等を支援する制度が実はあったのに周知されていなかったとなると、悔しい。
- 意見等聴取制度の案内の中で、被害者等が陳述した意見の取扱いについて説明はあったか。例えば、被害者等が加害者に逆恨みされないように、飽くまでも仮釈放等審理の参考にするためのものであるから、被害者等の御意見は直接加害者に伝わることはない、といったことなどについて説明はあったか。

(回答:送付されたリーフレットの中に、加害者に直接意見を述べる制度ではないということが簡単に記載されてはいたが、それ以上のことは口頭でも説明はなかったので分からなかった。)

- 意見等記述書に記載した内容の中で、この部分は加害者に伝えられたら困るけれども、この部分は加害者に伝えたい、という部分はあったか。

(回答:そのような部分はあった。実際に、意見等記述書を心情等伝達の1回目のときに手元に置き、保護観察所の被害者担当官にも見せて、その中でこの文言を入れたいが、この部分は省きたいなどと相談した。例えば、私がどれだけつらい思いをしたかということや、加害者が裁判時の手紙で被害弁償すると言っていたのに何もしていないということは、審理の参考にしてほしかったし、加害者本人にも伝えたかった。一方、意見等記述書は、加害者に伝わるという性質のものであれば、内容が変わっていたと思う。)

- 場面によって、意見等聴取と心情等伝達で制度が分かれており、意見は同じでも、制度を二度利用しなくてはいけなかったということか。

また、相談に行ったのは、加害者が保護観察を受けている保護観察所と同じ保護観察所であったか。

(回答:先ほども申したように、最初は怒りや悲しみでいっぱいだったので、制度を利用するために、どうして被害者等がわざわざ時間もお金も割いて、自宅から離れた、加害者を処遇している保護観察所に行かないといけないの

かと怒っていた。その気持ちを伝えたところ、被害者担当官から、自宅近くの保護観察所で相談をしてはどうかと提案があり、心情等伝達1回目のときはそちらに行くことにした。2回目、3回目は、自分の気持ちも少し和らいでいたため、加害者の処遇をしている保護観察所に出向いた。)

- ・ 意見等聴取制度を利用した後に、自分の意見が反映されたかどうか分からなかったことを不満に感じた一方で、その後心情等伝達制度の利用に至った動機付けについて教えてほしい。

(回答：リーフレットに、意見等聴取制度は、加害者に直接意見を述べたり心情を述べたりする制度ではないこと、加害者が仮釈放になった場合は、心情等伝達制度が利用できること、心情等伝達制度は、加害者に被害者等の置かれている状況や心情等を、直接ではないが、伝えることができる制度であることが記載してあった。意見等聴取制度を使った後は、“どうせ私が何言っても仮釈放になるんでしょ”という思いがあった一方で、心情等伝達制度は、加害者に被害者等の気持ちを伝えることができる制度であることは把握できていたため、加害者が仮釈放になったら、この制度を利用して加害者に直接気持ちを伝えたいと強く思った。)

- ・ 今振り返ってみて、どの段階で、制度の説明などがあれば使いやすかったと思うか。

(回答：被害届を出した段階で、加害者の逮捕の有無に関わらず、今後の流れや制度について説明があり、制度があるということ把握できていれば良かったと思う。)

- ・ リーフレットの制度説明は、文書も固く、専門用語も多いため、理解が難しいと思うが、リーフレットをもらったときには制度の説明などはあったか。

(回答：リーフレットは対面で交付されたものでなく、郵便で送られたものであり、説明はなかった。インターネットで調べたが知りたい情報が出てこなかったため電話をしたが、そのときのことは先ほど説明したとおりである。)

- ・ 意見等聴取制度を利用した後に、リーフレットなどを手交し、説明をすることについて、せっかく今意見等聴取が終わってほっとしているのに次の話をされて嫌だと思うのか、それとも、意見等聴取が終わっても、まだ使える制度が残っていると説明されるほうがいいのか、人によって違うと思うが、どちらが負担にならず、制度利用につながると思うか。その際に、丁寧な説明があればさらに良いと思うが、意見を伺いたい。

(回答：先ほど、被害直後から制度について説明が欲しかったと回答したことで矛盾するかもしれないが、通知制度を利用し始める前、私には“被害に遭ったことと向き合いたくない、なかったことにしたい、忘れて前に進みたい”という気持ちがあったため、その頃にリーフレットなどをもらったとしても、

制度を利用するような気持ちにはなれなかったかもしれない。ただ、私は、泣きながら意見等記述書を書いたあたりから、事件と向き合い始めていたため、意見等聴取制度を利用していた頃のような心境であれば、制度について丁寧に説明をしてもらえていたら、利用したいと思っていたと思う。

そのタイミングは人によって違うと思う。何年たっても、事件のことには関わりたくないと思う人もいれば、自分のように、そう思っているも途中で、加害者がどうなったか知りたい、気持ちを伝えたいと思うようになる人もいる。))

- ・ 加害者の中には、もう刑務所から出たら償いは済んだという考えを持つ者も少なくないと思うが、被害者等にとって、加害者がどのようなことをしたり、どのような状態になれば、反省したと思えるのかお聞きしたい。

(回答:その点は人によってずれが大きく、唯一話を聴いてくれている夫でも、私と考え方にずれがあると感じることもある。自分の事件は、お金を取られた事件ではあるが、取られた金額又はそこに少し上乘せした金額が返ってくれば良いかと言えば、そのようなものではない。もちろん、最低限、取ったものが返せるものであれば、返してほしいと思う。しかし、被害はお金だけでなく、大切な家族から傷付くことを言われたなどの精神的な被害もあるため、まずはそれを理解してほしいと思う。加害者には、自分がしたこととどれだけ被害者やその周りの人たちが傷付き、その後つらい人生を歩むことになったのかについて、まずは、理解をするところから始めてほしい。

そして、私が最後の心情等伝達で加害者に伝えたように、再犯をしないこと、反省すべきところは反省して、二度と犯罪に手を染めずに歩いていくということは絶対に必要だと思う。)

- ・ 被害者等にとって、被害弁償はお金が返ってくる以上の意味があるとの話があったが、具体的にどのような意味があるのか。

(回答:被害弁償は、もちろん経済的な回復にもつながるが、それ以上に、精神的な回復にもつながると思う。少額でも、毎月弁償があれば、今月も再犯せず、加害者が自身の犯した罪と向き合いながら、働いて得た給与で被害弁償をしている、つまり被害者等のことも忘れずに生活していると感じられる。それは、加害者が反省していると分かる1つの目安にはなると思う。)

- ・ Aさんは心情等伝達制度を利用し、加害者から謝罪を受けられたことで、それが制度に対する良い印象につながっていると思うが、中には、加害者の態度が、被害者等をより傷付けるようなものであるなど、被害者等の期待よりも悪い結果になることもあると思われる。そのような事前説明は受けたか。

(回答:担当者からの説明ではなく、自分から聞いたところ回答があった。

心情等伝達制度利用前に、電話で問い合わせた際、「加害者に自分の気持

ちを伝えても、加害者が無視する、全然反省していないなどと言われる可能性はあるのか。」と聞いたところ、「そういったことはないとは言い切れないが、そのようなことがないように加害者に指導もしている。」と言われた。

「では、制度を利用することによって、加害者にさらに傷付けられたり、さらに嫌な思いをさせられたりすることもあり得るのか。」と聞いたところ、「それも絶対ないとは言えない。」と説明された。）

- ・ そういった加害者の態度について、伝えられたほうが良いのか、伝えられることでかえって利用する気がなくなってしまうのか、どう考えるか。

(回答：つらくなるにしても、私は本当にありのままの加害者の反応を伝えてほしいと思う。それは人それぞれであると思うが、特に自分の場合は、だまされたという被害によって、人間不信になってしまい、相手の言っていることを信じられない部分があり、伝達したときの態度などをオブラートに包んで伝達されるよりは、加害者が、私が傷付くようなことを言ったとしても、それをありのままに教えてほしいと思う。)

- ・ 被害者等の二次被害を防止するために、処遇の担当官とは別に被害者担当官を置くようになったという経緯があると思うが、一方で、直接加害者の処遇をしている保護観察官に心情等を理解してほしいという声も少なからずあると感じている。たとえば、被害者等の心情等を聴取する際に加害者の処遇をしている保護観察官が同席する、逆に心情等を加害者に伝達する際に、被害者担当官が同席するなどすることについて、どう思うか。

(回答：心情等伝達制度を利用して、伝達ゲームのように感じていることはある。実際、加害者の反応に関して、「心情等聴取書に書かれたこと以外のことを加害者の処遇をしている保護観察官が述べたのではないか、だから加害者がこのようなことを言ったのではないか。」などと被害者担当官に聞いたこともある。被害者等も人それぞれだと思うが、こういったこともあり、私はできるのであれば、加害者側の担当官からも伝達したときの加害者の様子や態度を説明してもらいたかった。そのような選択肢があれば良かったと思う。)

- ・ 裁判や仮釈放等審理で、反省しています、謝罪や被害弁償をしますなどと述べた加害者が実際には何もしないということも少なくないと思われるが、少なくとも、本人が裁判やその他のときに「やります。」と言ったことを実行するように指導に結びつけてほしいといった要望はあるか。

(回答：自分の場合、裁判時に加害者から手紙が来て、それには被害弁償すると書いてあり、それがたとえ弁護士に言われたままを書いただけであったとしても、本人が書いたものには変わりがなく、それを被害者である自分に送ってきたのであるから、それに関しては、確実に実行してもらいたいし、受

刑中からなど早い段階で実行してもらいたいと思っている。)

- ・ そのような指導をすることで、加害者本人が、自分で被害者等に対してすると言ったことについて、本人にその責任をまっとうさせるということにつながると思うか。

(回答：服役するということが自体は、罪を犯した部分に関しての責任だけであって、被害者である私のために服役しているわけではないため、被害弁償や謝罪は別の話であると思う。)

- ・ 特別遵守事項には、謝罪や被害弁償に関しては設定できないことになっているが、自分はそれを設定できるようにしてほしいと思っている。特別遵守事項に被害弁償に関する項目が入っているのと入っていないのでは大きく違うと思うが、考えを伺いたい。

(回答：当時は、特別遵守事項に入っていることとそうでないことでどのくらい違うのかも分からなかったが、今となっては、なぜ入っていなかったのだろうと思う。仮釈放審理の際の意見等聴取の際にも、被害弁償を条件にしてほしいという気持ちだと伝えたのに、その意見が反映されたのか、されてないのかすらも分からないということに不満を感じた。)

(2) 4の(2) 関係 (B氏の説明概要及び構成員との質疑応答)

【B氏説明概要】

(事件について)

- ・ 数年前に、当時の交際相手から殴られて怪我をさせられ、今も、視界が白く光って見えてしまったり、物が重複して見えたりする後遺症が残っている。そのため、眼科や歯科などに通院しなければならない。
- ・ 加害者はよく嘘をつくタイプで、この事件の前から、暴力を振るったり、物に当たって物を壊したりすることがあり、過去に警察沙汰になったこともあった。また、加害者は、私が収集して大事にしていた物を、勝手に売り払ったりもしていた。
- ・ 自分の受けた被害は、治療費、物損の回復費、勝手に転売されたものの金額を含めると、結構な額になってしまうが、加害者には、その一部だけでも最低限支払うよう求めている。
- ・ また、身を守るために本当は転居したかったが、この事件後すぐに自分が病気になり、転居用に貯めていた貯金を治療費に回さざるを得なくなり、転居できなかった。友人が加害者から自分を守ろうとしてくれているものの、加害者が私の家の近くに来ていることもあるという話を聞く。今の住居は加害者も知っているので、酔った勢いで来られたらどうしようなどと考え、日々怖い思いをしている。

(事件後の状況)

- ・ 被害届を出した後、警察の方から細かく事情を聴かれたりしたことは覚えているが、裁判が終わるまで、被害者等のための制度の仕組みなどについての説明はなく、知らなかった。裁判の傍聴もできるという話があったが、加害者と会いたくもないし、見たくもないし、怖いので、行かなかった。
判決を知ったのは、正確には覚えていないが、何か手紙が来てそれで知ったと思う。
- ・ 裁判が終わってから、何かの書類の中に案内が入っており、被害者等に、加害者の情報を知らせてくれる仕組みがあることが分かり、どうするか聞かれたため、希望した。手続自体には、特に感想はない。いろいろな書面を提出しないといけなかったが、必要があるのだろうと思うので、それは問題ない。
- ・ 通知制度に関する感想として、通知書には、何月に、加害者が、保護観察官か保護司と、何回会った、ということくらいしか書いておらず、この通知に何か意味があるのかなど、正直思った。例えば、具体的にどの辺りに住んでいるのか、仕事をしているのか、加害者が、私自身に本当に弁償をする気があるのか、といった気持ちや考え方などを知りたかった。というのも、加害者が私の住居を知っているため、加害者がどの辺りに住んでいるのかだけでも分かれば、少しは安心、でもないが、この辺りにいるのかという気持ちになれる。また、仕事をしているかどうかで、収入があるかどうか、被害弁償ができるかどうかも分かる。あとは保護観察官や保護司がどんな人か分からないため、加害者の考え方をちゃんと聴いてくれているのか、加害者がどういうことを言い、それは嘘ではないのか、保護観察官や保護司はだまされていないのか、という不安は常にある。

(心情等伝達制度の利用)

- ・ 1回目の通知だったと思うが、心情等伝達制度の案内が同封されていた。利用について悩み、友人などにも相談した。私はお金がなく、弁護士などを付けられないため、いろいろなことやってみようと思い、思い切って保護観察所に電話してみた。その中で、被害者担当官から、加害者に気持ちなどを伝えるのみであるという説明を受けたと思うが、“何もしないよりは良いか”と思い、利用することにした。被害者担当官からは、保護観察所に出向いて、加害者に伝える中身を一緒に作りましょうと言われたが、病気の治療中で、どうしても外出が厳しいことを伝えたところ、電話で書面を一緒に作りましょうと言ってもらったのを覚えている。
- ・ 1回目は、心情等伝達制度利用に至る経緯、被害弁償を分割で振り込んでほしいことなどを伝え、加害者からは、今月から毎月支払う、こちらからは

連絡しません、などという発言があったという通知が届いた。

その後、一度しか振込みがなく、保護観察所の担当者に何度か電話をしてやりとりをしたが、進展しなかったため、また制度を利用することにした。

2回目では、入金途絶したのはなぜか、などと伝え、加害者からは、今後は約束を守ります、などといった反応があった。しかし、その後相変わらず入金がなく、何度か保護観察所に電話をして、「加害者に被害弁償するよう言ってもらえることだけでもできないか。」と依頼をするなどしていた。

2回目の制度利用の約2年後に3回目の心情等伝達制度を利用した。このときは被害者担当官が代わっていて、この人は、「加害者に強く言いましょう。」などとアドバイスしてくれたので、こちらも心強く思え、ありがたかった。3回目では、「自分の罪と向き合い、今度こそきちんと賠償の責任を果たしてほしい。残りの金額を一括で支払ってほしい。」などと伝え、加害者側からは、「被害弁償はするつもりだが、少し考えさせてほしい。」といった反応が返ってきた。

3回目の心情等伝達が、考えさせてほしいという形で終わっていて、この後についてどうなるのか分からず不安である。この制度は、加害者の執行猶予が終了すれば利用できなくなり、その後は自分でどうにかするしかないのかと思ってしまう。

- 被害者担当官とのやりとりの中で感じたことがある。私からすると、加害者の保護観察を誰がどのようにしているのかなど、全く分からない中にも関わらず、電話で、「加害者にも都合があり、あまり強く言い過ぎるとかえって刺激をしてしまって良くないではないか。」といった話をされた。これは、正直、どうなのかなという嫌な気持ちになった。そもそも、こちらの求める被害弁償について、加害者は支払うと言っておきながら、実際にはしないから電話をしているのに、加害者の都合について言われると、被害者担当官は加害者の味方をしているのではないかと思ってしまう。

また、加害者の担当の保護観察官に伝えると言ってくれたが、自分は、どんな人が加害者を担当しているのか、男の人か女の人かも分からず、その人は被害弁償について、どういう言い方で、どんな指導しているのかなど、全く分からない。調べてみたところ、保護司はボランティアだということを知って、ボランティアでやっているということの実情が全く分からず、もしかしたら何も指導してくれていないのではないか、マニュアル的な指導をしているだけなのではないかなど、いろいろ考えてしまった。

- このようなことから思ったのは、保護観察官や保護司のことをもっと知りたいということである。例えば、加害者を担当する保護観察官や保護司と直接会うなどして、加害者にどういう指導をしているのか、どんなこと言って

いるのかなどということを手直接聞くことができたら良いと感じた。

- ・ 通知制度のところでも言ったが、“加害者を担当する保護観察官や保護司が、加害者の言うことを鵜呑みにしていて、被害弁償について指導してないのではないか、そもそも被害弁償のことを知っているのか、毎月被害弁償をどうするつもりか確認していないのではないか”と不安になる。加害者に弁償の支払いを強制できないのは仕方ないと思うが、せめて、保護観察の中で、今後どうするつもりなのかなどということだけでも聞いてくれたら違うのではないかと思う。
- ・ 心情等伝達制度を利用する中で良かったのは、病気の治療中のため保護観察所には出向けない旨相談したところ、被害者担当官と被害者担当保護司の二人が家に来てくれ、そこで加害者に心情等をどう伝えるかについて相談し、一緒に書くなどして、手続をすることができたことである。治療や仕事などがあると、平日の日中に保護観察所になかなか出向くことはできないが、そういうときに、家に来てくれたりしたのはありがたかった。あとは、仕事が終わってからも利用できるように、夜間や休日などに対応してもらえると、もっと心情等伝達制度は使いやすくなったのではと思う。
- ・ 心情等伝達制度を使ってみて、こちらが伝えれば、加害者が反応する部分もあり、使って悪かったとは思っていない。また、加害者に対しては許せない気持ちなどがあり、絶対に直接会いたくない。仮に安全が確保されていたとしても二度と会いたくないと思う。そういう中で、この仕組みを使えば、加害者に直接会わずに働き掛けることができるため、その部分では意味があったと思う。例えば、この制度を使ったことで、しっかりと加害者に指導がなされたり、私自身が少しでも安心して生活することにつながるような、そんな仕組みになってくれるといいと思う。

【B氏と構成員との質疑応答】

- ・ 裁判傍聴は怖くて行かなかったとの話があったが、心情等伝達制度利用の際はそのような気持ちはなかったか。
(回答：心情等伝達制度においては、保護観察所が間に入ってくれているという安心感があった。)
- ・ 通知制度で、もっと知りたい情報、例えば加害者の仕事などについて記載されていたら、心情等伝達制度での伝達内容は違ったものになっていたか。
(回答：そこは違って来たと思う。)
- ・ 心情等伝達制度利用の2回目と3回目で、1年以上期間が空いているのだが、3回目を利用しようと思ったきっかけがあれば教えてほしい。
(回答：加害者が支払うと言った後、入金がなかったため、もう一回確認をしてもらいたいという気持ちがあったためである。)

利用の2回目と3回目の間に、被害者担当官が代わったが、それも先に教えてもらえたら良かった。担当官が代わり、自分の事件のことなども引き継がれているのか心配だったが、実際3回目で会った担当官が、強気でいきましようというタイプの人で、それは良かった。この人ならもっと相談したかったと思う。

加害者の執行猶予期間が限られている中、その中でどうしたらいいのか、期間が終わればもう間に入ってくれる人がいなくなってしまうため、やれるだけのことは今のうちにやっておかないと、という気持ちである。）

- ・ 心情等伝達制度利用の2回目と3回目の間に、保護観察所に相談はしていたのか。

(回答：電話で何回かしていた。加害者に入金したかどうか聞いてくれるだけでいいのでしてほしいと思う。心情等伝達制度を利用するには、仕事も休まなくてはならず、まずは保護観察所から加害者に聞いてもらうことで解決したかった。ただ、被害者担当官からは、「加害者に強制はできない、こちらは加害者に伝えることしかできない。」という回答だった。)

- ・ 加害者にそういったことを伝えることはできるという説明だったのか。

(回答：「加害者に伝えることはできるが、強制はできない。」という説明だった。それでもお願いしますと伝えたが、本当に加害者に言ってくれたのか心配にはなる。)

- ・ リーフレットを読んで、制度の内容について十分理解するのはなかなか難しいと思うが、保護観察所などに相談したか。

(回答：リーフレットを読んでもよく分からず、保護観察所に行くのも勇気が必要だったため、インターネットで調べた。周囲の人にも聞いてみたが、利用したことがある人はいなかった。やはり自分の安全が第一で、逆恨みのようなことにならないかも怖かった。利用するまでにはとても悩んだ。)

- ・ インターネットで調べた中で一番参考になったものは何か。

(回答：法務省のホームページなども見たが、それ以外にインターネット上の掲示板などが参考になった。自分のように弁護士に依頼できない人はどのようにしているのか調べたりしたが、泣き寝入りしている人も多いようだった。)

- ・ リーフレットが送付された際に、被害者担当官等から連絡があり、説明があれば、気持ちも違っていたか。

(回答：そう思う。被害者等に、保護観察所から積極的に説明があるものだと思っていた。)

通知制度についても、1回目の通知を見て、正直がっかりした。保護観察官や保護司に何回会って、何かプログラムを受けているという情報があった

が、そもそもプログラムが何かも分からなかった。通知された内容自体についても、もっと知りたいと思った。）

- ・ 通知の内容について、質問したのか。

(回答：担当者が誰なのかについても知らなかったため、どんな対応をされるか分からず、質問などはしなかった。)

- ・ 2回目の心情等伝達制度利用時に、担当者が自宅に来てくれたという話があったが、それは平日昼間か。夜間・休日に対応してもらえたら良かったと思うか。

(回答：来てもらったのは平日昼間であった。やはり直接話すことが一番伝わっていると思うため、来てもらい、ありがたかった。担当者が二人で来てくれて、真剣に、丁寧に話を聴いてくれて、どんな言い方をするかなどを相談できた。夜間・休日に対応してもらえれば、それはありがたいと思う。)

- ・ 保護観察所から被害者等に突然電話をするということが、かえって、被害者等に、日常生活の中で事件のことを思い出させるようなことになり、迷惑を掛けるのではないかと思ってしまう、連絡をためらってしまう部分があると思う。突然、保護観察所から、連絡が来たらどのように感じるのか教えてほしい。

(回答：加害者本人でなく、保護観察所から連絡が来るのであれば、迷惑とは思わない。被害者等は、様々な情報を知りたいと思っており、保護観察所から電話をしてもらえるのは、むしろありがたいと思う。)

- ・ 被害者等の話を聞いていると、被害者等から連絡すると、役所側に悪い印象を与えるのではないかと思ってしまう人も多いように私は感じている。今まで刑事司法に関わったことがない被害者等は多く、被害者等は、刑事司法関係者に連絡をしたいと思っても敷居が高いと感じ、勇気がいるものだと考える。“連絡したら、ひどい扱いを受けるのではないか、情報ももらえないのではないか”などと心配してしまい、連絡できない被害者等もいる。そのため、保護観察所はためらわずに被害者等に連絡してほしいと思う。もちろん嫌がる人もいると思うが、私が話を聴いてきた被害者等には、そのような人はいなかった。B氏はどう感じるか伺いたい。

(回答：自分もそのとおりだと思う。敷居が高い。)

- ・ 被害者等に連絡しにくいなどと考えて、遠慮されてしまうことをとても残念に感じている。丁寧に説明してもらおうほうがいいと思うが、B氏のお考えを伺いたい。

(回答：自分もそのとおりだと思う。)

- ・ 一定期間被害者等から連絡がない場合に、保護観察所から、「その後いか

がですか。」「何か加害者からアクションありましたか。」「お困りになっていることがありますか。」などという連絡をすることについて考えを伺いたい。

(回答：自分はそのような連絡はあったほうが良いと思う。連絡がないと、放っておかれているという気持ちになってしまう。警察はよく連絡をくれていた。)

- ・ 加害者の態度や行動に何ら変化がない中では、保護観察所から被害者等に積極的に連絡するというところにためらいもあるのではないかと思う。一方で、加害者の状態がどうかということとは別に、被害者等の状況等を聴くために連絡をする制度があれば、被害者等からは、そのとき必要なことを相談でき、何もなければ、結構です、で済ませるだけであり、そのような連絡があったほうが良いと思うか、考えを伺いたい。

(回答：すごく良いと思う。連絡をもらえれば、「実はこういうことがあった。」という話も出るかもしれない。自分からはなかなか連絡できない。)

- ・ 保護観察所などに電話する際に、“とりあえず電話してみよう”とはならず、“聞きたいことをまとめておかななくてはいけない”、“こんなこと聞いてはいけないのではないか”というためらいなどはあったか。

(回答：ためらいはあった。連絡するときは慎重になっていた。連絡をもらえれば、相談できたこともあったと思う。)

- ・ 心情等伝達を利用した結果、加害者は被害弁償を支払うと言っていたが、そのことについて、被害者等からの督促がなくても、保護観察官や保護司から定期的に本人に確認するなどの指導があれば良いと思うか、考えを伺いたい。

(回答：支払いをしたのか聞いてくれるだけでも違うと思う。しかし、現状においては、被害弁償を支払うという話を、加害者の処遇をする保護観察官や保護司が知っているのかなど不安を感じる。)

- ・ 加害者の処遇をしている保護観察官や保護司に、被害者としての自分の気持ちを理解してほしいと思うか、考えを伺いたい。

(回答：加害者の処遇をしている保護観察官や保護司に自分の気持ちや状況を理解してほしいとは思う。被害者等が何かを話したり相談したりするときには、相性も重要で、被害者担当官でも、3回目の心情等伝達で対応してくれた担当官について、自分は心強く感じて話しやすかった。)

- ・ 一人目の被害者担当官は、加害者にも事情があるなどと説明し、被害者等の要求に対して、被害者担当官のほうが一線を置くようなところを感じたということであったが、そのような対応の人には、十分に気持ちを話せないという思いがあったのか。

(回答：最初の被害者担当官も優しい方で、話もよく聴いてくれていたが、おそらく、いろいろと考えすぎて、「あまり加害者に強く言うと刺激してしまつて加害者が来たりしても怖いと思うので優しい言葉にしましょう。」などと言っていたのだと思う。しかし、私は、加害者に私の気持ちをもっと強く伝えてほしかった。ただ、自分も心情等伝達制度の利用が最初だったので、こういう感じなのかと思つたし、1回で終わらせたかつたこともあり、何も言わなかつた。)

- ・ 自分が話を聴いている被害者等の中に、生活の中でいろいろなことに追われ、被害者等の支援制度を使うには日常生活とは別の力を出さないといけないために、なかなか利用できない間に加害者の保護観察が終つて心情等伝達制度が使えなくなつてしまつた人がいる。そのように、被害者等が生活に追われているという状況を酌んで、保護観察所などから連絡をしてくれたらいいと思うが、考えを伺いたい。

(回答：自分もそう思う。自分も生活していかななくてはいけない中で、連絡をもらえると、保護観察所も気にかけてくれていると思つて、安心感がある。)

- ・ 実際に被害者等に関する制度を利用された方たちの、体験談がホームページに掲載されていたら、又は直接お話を聴きに行くことなどができるとしたら、聴いてみたいという要望はあるか。

(回答：聴いてみたい。万が一、周囲の人が事件に遭つてしまつたときなどに、アドバイスできるようになるため、いろいろなことを知っておきたいと思う。)

- ・ 制度の名前などについて、どう感じたか。どのような名称がいいと思うか、考えを伺いたい。

(回答：制度の名前については、最初意味が分からなかつた。「心情等伝達制度」という名前が堅く、その言葉だけで、どういうことだろうと考えてしまつた。名前を決めなくてもいいのではないかと思う。リーフレットに正式名称がなくても良い。こういうことをできますよと案内すればいいと思う。)

- ・ 保護観察所からの説明を受けているうちに理解ができるようになったということか。

(回答：だんだんと理解できるようになったが、最初は緊張してがちがちだつた。)

- ・ インターネット上の掲示板にはどのようなことが書いてあつたのか。

(回答：書いてあつたのは、結局被害者等は、泣き寝入りするだけといったものばかりであつた。)

- ・ 加害者がどこに住んでいるのか、仕事をしているのか知りたかつたという話があつたが、そういった要望は制度の中で満たされたのか。

(回答：できなかった。警察から一部の情報はもらえたが、今もどこに住んでいるのかは分からない状況である。)

→ (事務局) 都道府県までは、通知制度の中でも知らせることができるが、それ以上の情報は制度上お伝えするのは難しい。

- ・ 検察庁の制度で、再被害のおそれがあると判断されれば、その範囲で、より詳細な情報を提供してもらえするという制度がある。
- ・ DV事件などでは、裁判所に申立てをして認められれば、接近禁止命令を出してもらえというものがあるが、そのような方法をとらずに、接近を禁止させることはできないのか。

→ (事務局) ストーカーなどの場合は、都道府県公安委員会が接近を禁止する命令を出すこともある。

- ・ 加害者が保護観察になったということで、不安感が和らぐといった効果はあったか。

(回答：はじめは、保護観察が付いたということがどういうことなのかよく分からなかったが、友人などから、保護観察が付いて良かったと言われ、確かに、何も付かなければ怖かったと思うので、そういう意味で安心感があった。ただ、加害者が私の自宅周辺に来ているのを見た人がいたり、加害者がSNSで自宅付近にいる様子などをアップしていて、そういったことを見たり聴いたりすると、遵守事項が守られていないのではないかと思うが、どうしたら良いのか分からない。保護観察所には言ってみたが、特に対応はなく、警察ではないので、何もできないのかと感じた。加害者から電話などがかかってくるので、最初に加害者から一切連絡しませんと言われたのに、それも、全部嘘ではないかと思い、余計に怖くなった。それも保護観察所に言ったが、どういう形で加害者に伝わっているのかは分からない。)

- ・ 保護観察所にはどのように対応してほしいと思うか。

(回答：加害者に言ってもらえたのか、保護司が加害者にどう言ったのかということも気になる。加害者を担当する保護司に伝わるまで、何人も人を経由するので、どう伝わり、どう加害者に指導がなされているのか分からない。加害者は保護観察になったが、真面目に受けていないのではないかと考え、悶々とした気持ちになってしまう。)

以上